

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全で経営の透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の確立を重要な経営課題と考え、顧客・株主・ビジネスパートナーおよび社員と共に成長し続ける経営システムを構築し維持していくことが重要と認識しております。

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨んでおります。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況は別添模式図のとおりです。
以下にその概要を記述します。

1)取締役会

取締役会は、取締役7名(社外取締役2名)によって構成され、月1回の定時取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2)監査役会

監査役会は監査役4名(社外監査役2名)で構成され、月1回以上開催しております。

また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行について監視を行っております。

3)会計監査人

PwCあらた有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正普遍な立場から監査が実施される環境を整備しております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は出口真也および飯室進康であり、PwCあらた有限責任監査法人に所属しております。

また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名、その他9名あります。

4)内部監査室

内部監査は2名で構成され、社長直轄の内部監査室が内部統制システムの妥当性と各業務の合法性の監査を行っております。

5)社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役および社外監査役との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

6)顧問弁護士

顧問弁護士とは顧問契約を結び、必要に応じて法律面でのアドバイスを受け、適法性に留意しております。

7)その他

・リスク管理体制

システム開発の受託により、顧客の重要な情報に触れる場合もあり、情報の重要性の認識と徹底について社員教育を徹底しております。

また、プライバシーマークおよびSMSの取得により、個人情報保護を適正に行っております。

・適時情報開示

四半期業績開示を行っております。

また、アナリスト・機関投資家向けに、本決算時に説明会を行い、その資料は、当社ホームページにも掲載しております。

新製品の発売等ニュースリリースは迅速な開示を目的に当社ホームページに情報を開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 2 株主総会における権利行使】

当社は、総会議案の十分な検討期間の確保と言う課題は認識しておりますが、招集通知の早期発送に関しましては、現状では、決算作業、招集通知作成作業の日程上難しく、今後の課題として実現に努めてまいります。

招集通知のTDnet や自社のウェブサイトへの掲載につきましては、準備が整い次第、早期の掲載を行っております。

【補充原則1 - 2 - 3 株主総会における権利行使】

株主総会の開催日につきましては、法定書類の作成日程や監査日程を十分確保し、慎重に決算事務を進めたいという点と、招集手続きに関する期間等を勘案して決定しております。特に集中日に開催するという考えはありません。

【補充原則1 - 2 - 4 株主総会における権利行使】

現在当社は、議決権の電子行使を可能とするための議決権電子行使プラットフォームの利用も招集通知の英訳も行っておりません。いずれも海外投資家や機関投資家にとって一定の利便性向上に資するものである事は認識しておりますが、毎年検討は行っているものの、費用対効果の観点から実施は見合わせております。今後も株主構成や議決権行使率等を慎重に検討し、実施の要否を判断させていただきます。

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社における政策保有株式の保有目的は、事業を継続的に発展させるために協力関係の維持・強化が有益かつ重要と判断した上場株式を戦略的に保有することで、保有先企業、及び、当社が中長期的な企業価値の向上を図ることです。保有の意思決定の流れ、議決権行使の方針は以下の通りです。

(1)政策保有株式の新規取得、買い増し、保有継続、売却等の意思決定は、取締役会にて行います。配当や営業政策、資本コスト等を踏まえ、株価を注視し、下落による財務内容への影響や、当該会社の事業継続性について適宜監視し、中長期的な企業価値増大の観点から検証しております。検証結果の開示につきましては、今後の検討事項と認識しております。

(2)議決権行使に関しては、その議案が企業価値の向上に期待できるか、株主価値の毀損に繋がるものではないかなどを総合的且つ適切に判断しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

3-1-(i)

当社は経営理念、企業行動規範を定め、当社ホームページ上に公開しています。

「経営理念」：<http://www.focus-s.com/focus-s/company/philosophy/>

「企業行動規範」：https://www.focus-s.com/focus-s/company/code_of_conduct/informationsecurity/

中期経営計画については、技術革新や市場環境の変化が激しい業界にあって、主要顧客のニーズ、方針変更に対して迅速に対応し、隨時計画を見直す必要があることから公表をしておりませんが、今後については、必要に応じて検討してまいります。

3-1-(iv)

取締役・監査役候補の指名につきましては、各候補者の実績、見識、経験等を総合的に判断し、代表取締役社長が提案し、取締役会にて審議・決議の上、株主総会に議案として附議しております。

経営陣幹部の選任につきましては、取締役候補の指名理由を踏まえ、取締役会にて決定しておりますが、解任につきましては、具体的な評価基準や解任要件は定めておりません。

万一、経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、決定することとなります。

3-1-(v)

取締役・監査役候補者の指名の説明については、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載しておりますので、ご参照ください。経営陣幹部の選解任の説明については検討してまいります。

IRライブラリ「株主総会」：<http://www.focus-s.com/focus-s/ir/library/>

【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務】

当社は、技術革新や市場環境の変化が激しい業界にあって、主要顧客のニーズ、方針変更に対して迅速に対応し、隨時計画を見直す必要があることから中期経営計画については公表をしておりません。毎期、中期経営計画の進捗と内容を検証し、必要な修正を行った上で、単年度の計画を公表しております。中期経営計画の公表については、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、最高経営責任者の後継者計画については明確には策定していませんが、重要課題として認識しております。最高経営責任者としてふさわしい必要な能力や経験等をもつ候補者の選出、育成については、今後計画の策定を含めた具体的なあり方を検討してまいります。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬としての取締役報酬の他、取締役賞与、および役員退職慰労金から成ります。取締役賞与におきましては、業績と連動する報酬として支給割合を決めており、業績に基づいた賞与総額を毎年株主総会に上程し、決定された範囲内で各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定しております。役員退職慰労金については、役員退職慰労金規程に基づき、毎年一定額を積み立て、退任時に株主総会の承認のもと、支給額を取締役会にて決定のうえ支給しております。

中長期的な業績と連動する報酬、自社株報酬等の設定につきましては、今後そのメリット・デメリットを見極めつつ、検討してまいります。

【補充原則4-3-2、4-3-3 取締役会の役割・責務(3)】

当社では、CEOの選解任における評価基準や要件は定めておりません。

選任においては、会社における最も重要な戦略的意志決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、資質を備えたCEOを選任しております。

また、解任においては、万一、CEOが法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、決定することとなります。

選解任基準の策定につきましては、今後検討してまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、必要に応じて他の取締役および監査役と情報交換・認識共有を図り、その責務を十分果たしていると考えております。したがいまして、独立社外者のみによる会合を開催する予定は現時点ではありませんが、独立社外取締役からそのような要望があった場合には対応してまいります。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役筆頭者を決定していませんが、独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、必要に応じて経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制を確保しております。独立社外取締役の筆頭者の決定については、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4-10、補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役候補者の指名について、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績や経験、能力等を総合的に勘案の上決定しております。また、報酬の決定についても、同様に社外取締役を含む取締役会において、株主総会決議に基づく報酬総額の限度内で適切に決定を行なっており、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。今後につきましては、取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任の強化を図る上で、独立社外取締役の適切な関与・助言を踏まえた意思決定を図ることを重要課題と捉え、任意の指名委員会、報酬委員会等の独立した諮問委員会の設置の是非も含め幅広く検討を行ってまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の員数を10名以内、監査役の員数を4名以内としており、必要最小限の経営陣による迅速な意思決定のもと事業を推進しております。独立社外取締役の複数選任(全取締役7名中2名)の他、監査役4名のうち、社外監査役(独立役員)2名を選任し、知識・経験・能力のバランスに配慮しております。多様性を追求するあまり、いたずらに取締役の員数を増やすことは避け、適正規模を見極めつつ、多様性の確保についても検討・取組を継続してまいります。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の実効性についての、定性的な手法に基づいた分析・評価は、現時点で行っておりません。

分析・評価方法、結果の概要の開示方法については現在検討を進めています。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

【補充原則4-1-2】の説明にも記載の通り、中期経営計画については、技術革新や市場環境の変化が激しい業界にあって、主要顧客のニーズ

ズ、方針変更に対して迅速に対応し、隨時計画を見直す必要があることから公表をしておりません。中期経営計画に基づく単年度方針、計画については、決算短信や有価証券報告書、決算説明資料等により説明に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社の役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、あらかじめ取締役会の承認を得ることを取締役会規程に定めています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、確定拠出年金(DC)を採用しており、企業年金の積立金運用は行っていないため、その分での財政への影響はありません。窓口となる事務担当者の育成、及び、e-ラーニング等による社員の運用スキル向上に努めています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

3 - 1 - ()

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について、当社ホームページ上に公開しています。

「コーポレートガバナンス」 : <http://www.focus-s.com/focus-s/company/csr/cg/>

3 - 1 - ()

当社は監査役会設置会社であり、報酬・指名に関する任意の諮問委員会は設置していません。

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬としての取締役報酬の他、取締役賞与、および役員退職慰労金等からなります。取締役賞与におきましては、業績に基づいた賞与総額を毎年株主総会に上程し、決定された範囲内で各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定しております。役員退職慰労金については、役員退職慰労金規程に基づき、毎年一定額を積み立て、退任時に株主総会の承認のもと、支給額を取締役会にて決定のうえ支給しております。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

現状のコーポレートガバナンスの体制につきましては、本報告書「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に関する事項」に記載しております。

当社は、組織規程においてコーポレートガバナンスに係る組織機構を定め、取締役会は、当会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を協議・決定するとともに、取締役会規程の定めに則り、経営の基本方針並びに経営業務執行上の重要な事項を決定、あるいは承認し、業務の執行について報告を受けております。

また、職務権限規程において取締役の職位に応じた職務を規定し、取締役および取締役会が決定・承認すべき事項、取締役および取締役会に報告すべき事項を具体的に定めています。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社においては、外部からの経営監視という点に関し、これまで社外監査役が重要な役割を果たしていました。当社の業容拡大には、よりスピード感のある意思決定が必要不可欠であり、一定の業務に精通している取締役を確保しつつ、必要最小限の人数で取締役会を運営することが重要と考えます。一方で、独立社外取締役が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものとの認識もあり、適任者を選じてまいりましたが、今般、2人目となる独立社外取締役選任を行いました。

社外取締役の比率アップのために、いたずらに取締役会の人数が増加することは、当社の置かれたビジネス環境、業界の特性等からも慎重な対応が必要と考えております。社外取締役複数体制の効果・機能発揮を踏まえ、社外取締役の十分な人数を見定めてまいる所存でございます。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書「1.機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の体制につきましては、当社の企業規模等を鑑み、迅速且つ合理的な意思決定を行なう上で最も効果的な範囲としています。

当社の取締役会は、取締役7名(うち、独立社外取締役2名)で構成されております。取締役会には、監査役4名(うち、独立社外監査役2名)も出席し意見を述べております。

取締役の選任につきましては、各候補者の実績、見識、経験等を総合的に判断し、代表取締役社長が提案し、取締役会にて審議・決議の上、株主総会に議案として附議しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社内役員、社外役員ともに、他の上場会社役員の兼任はありません。

直前事業年度末時点における社外役員にかかる他の上場会社役員の兼任状況については、当社ホームページに掲載の、当該事業年度にかかる定時株主総会招集通知「会社役員の状況」に記載のとおりであります。

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ホームページに掲載の、当該事業年度にかかる定時株主総会招集通知の「事業報告および参考書類」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役は、自身に必要な知識・スキルを自己研鑽により獲得していくことを基本としております。

必要に応じて、研修会等の費用を会社がサポートし、また研修会等に関する情報を提供しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主等との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針は以下の通りです。

()株主との建設的な対話の促進のため、管理本部担当取締役を情報取扱責任者として指定し、管理本部内に専門部署(総務部IR・広報担当)を設置しております。

()情報取扱責任者のもと、IR担当部署と経理担当部署を同じ管理本部内に配置することで連携を強化するほか、IRに関連する他部署との情報共有を密にしております。

()機関投資家に対しては、期末決算時に業績等に関する決算説明会を開催し、個別の対話(面談)の申込みに対しては積極的に対応しております。

個人投資家に対してはIRフェア等への参加を通して対話の場を設けるほか、ホームページのフォームを経由しての問合せに対しても、積極的に対応しております。

()株主から得た意見、要望、懸念等については、必要に応じて適切な回答その他の対応を実施するほか、重要性に応じて経営陣幹部や取締役

会を含む合理的な範囲内で社内における共有、活用等を図っております。

()インサイダー情報の管理については、ISMSに基づく日常管理を徹底する他、IR活動の沈黙期間の設定も行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社FRONTEO	900,000	5.52
フォーカスシステムズ社員持株会	660,000	4.05
畠山 芳文	588,700	3.61
第一生命保険株式会社	500,000	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	408,900	2.50
柿木 龍彦	365,400	2.24
東 光博	350,000	2.14
株式会社三井住友銀行	340,000	2.08
石橋 雅敏	257,300	1.57
森 啓一	243,200	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

H23.10.11 自己株取得に対する大量保有報告書を提出しております。

H27.10.01 普通株式1株を2株に分割する株式分割を行いました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
山口 寿彦	他の会社の出身者										
瀬尾 勘太	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 寿彦			自衛官として長年にわたり組織運営・管理に従事し、その豊富な経験と幅広い見識は、社外取締役として客観的な視点でコーポレートガバナンスを監視するのに適任。 当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。
瀬尾 勘太		最近まで当社との間に顧問税理士としての契約が有ったが、社外取締役就任に伴い、同契約を解消。また過去において、瀬尾勘太氏のご尊父が、当社社外監査役を務めた。	税理士として培われた会計・税務・財務に関する高度な専門的知識および経験を有しており、当社の経営に対し客観的且つ的確な提言が期待できる。 当社と利害関係のない独立した立場となり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各四半期決算および本決算の会計監査時期に、監査役会は会計監査人である監査法人に対して監査の方法および問題点がないかどうかのヒアリングを実施しております。

株主総会後に作成された監査役会の監査計画書を内部監査室は受領し、その後、原則月1回以上の監査役会において、主として適法性のチェック体制について内部監査室の活動状況の報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
中村 清司	他の会社の出身者												
杉山 昌宏	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 清司			長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を持っており、社外監査役として適任。当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。

杉山 昌宏		長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を持っており、社外監査役として適任。当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

社外取締役および社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、平成25年5月9日開催の取締役会において、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT (= Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入することについて決議しましたが、当初のスキームでの組成が困難であるとの通知を受けたため、平成25年8月9日開催の取締役会において、本制度の導入を中止することを決議した経緯があります。

中長期的なインセンティブの必要性と効果についても認識しており、株式報酬等の検討も進めてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する年間報酬総額は、194,992千円であり、うち社外取締役は、6,000千円であります。また、当社の監査役に対する年間報酬は、21,024千円であり、うち社外監査役は、7,200千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、基本報酬と賞与および退職慰労金により成り立っています。取締役の基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会に月額の報酬限度額を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。

また、賞与については、当期の業績に基づいた総額を毎年株主総会に上程し、決定された範囲内で各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定しております。

取締役の退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規程」を制定し、在任期間中の功労に報いるため、株主総会の承認を得て支給することとしてあります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部担当取締役が、社外取締役の連絡窓口として、取締役会開催の連絡及び事前に資料が出ている場合には資料の配布を手配しております。

常勤監査役が、社外監査役の連絡窓口として、取締役会・監査役会開催の連絡及び事前に資料が出ている場合には資料の配布を手配しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
東 光博	顧問	長きにわたり当社経営のかじ取りを行った経験と当社に対する深い理解、業界・お客様先における幅広い人脈をもとに、当社に対する有用な助言を行ってまいります。	報酬有		
柿木 龍彦	顧問	長きにわたり当社経営のかじ取りを行った経験と当社に対する深い理解、業界・お客様先における幅広い人脈をもとに、当社に対する有用な助言を行ってまいります。	報酬有		
石橋 雅敏	顧問	長きにわたり当社経営のかじ取りを行った経験と当社に対する深い理解、業界・お客様先における幅広い人脈をもとに、当社に対する有用な助言を行ってまいります。	報酬有		

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

3名

他の事項

現在、代表取締役経験者である顧問は3名。42期に支払われた総額は2,050万円です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行、監督・監査について

取締役会は取締役7名(うち社外取締役2名)で構成され、月1回開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の意思決定及び業務執行の監督を行っております。

業務執行には、取締役会で互選の代表取締役社長・副社長の指揮の元、各事業分野の担当取締役が責任を持っており、各取締役は組織を統括しながら毎月の進捗状況を各組織の部長より直接ヒアリングを行うとともに、管理本部で集計を行い、取締役会で確認しております。

監査役会は4名の監査役(うち社外監査役2名)で構成され、月1回以上、監査役会を開催しております。

また、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監視するほか、会計監査人による監査ならびに内部監査室による監査にも隨時立会い、業務執行に関する適法性と妥当性を監査しております。

なお、社外監査役との特別な利害関係はございません。

顧問弁護士からは、必要に応じて法律面でのアドバイスを受け、適法性に留意しております。

2. 監査の状況

内部監査につきましては、内部監査業務を統括・実施する社長直轄の内部監査室を設置し、2名を専任させております。

内部監査規程に基づき、内部統制システムの妥当性と各業務の合法性の監査を行っております。

会計監査につきましては、監査法人として、PwCあらた有限責任監査法人を選任し、出口真也および飯室進康公認会計士の会計監査業務を受けております。

継続監査については、出口真也会計士は平成28年6月8日から、飯室進康会計士は平成29年7月1日からであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の業務拡大には、よりスピード感のある意思決定が必要不可欠であり、一定の業務に精通している取締役を確保しつつ、必要最小限の人数で取締役会を運営することが重要と考えます。

第42期定時株主総会において、2人目となる独立社外取締役選任を行いました。これにより、経営監督機能を強化し、意思決定の透明性、適正性、迅速性を確保し、さらなる企業価値の向上と説明責任を充分に果たせる体制を維持してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社は、電子投票が認められた当初より、招集通知発送時に、議決権行使書にIDおよびパスワードを発行して、株主総会に出席できない場合の議決権の電子投票制度を呼びかけて株主の便宜を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR情報 IRポリシー（ http://www.focus-s.com/focus-s/ir/policy/ ）において、当社では「ディスクロージャーの基本方針」「情報開示の方法」「インサイダー取引の防止」および「IR活動の沈黙期間」から構成されるIRポリシー（ディスクロージャーポリシー）を策定し、開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、個人投資家向け説明会の開催や、IRフェアなどへの出展も行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期、決算発表後の5月下旬～6月上旬に1回、アナリスト・機関投資家および報道機関向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（ http://www.focus-s.com ）において、「決算短信」「アナリスト向け決算説明資料」「株主向け報告書」「有価証券報告書」「四半期報告書」「企業情報」「情報開示に係る各種ニュースリリース」を発表後遅滞なく掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務部内にIR・広報担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、公器としての企業の成長を通じ社会に貢献する企業を目指しています。 「公器としての企業」とは、企業として社会的責任を果たす、ということです。 「社会に貢献する企業」とは、持続可能な経営を行うことにより、持続可能な社会の構築に貢献する、ということです。 そしてそのことが社会からの信頼を得ることに通じるものと考えます。</p> <p>また当社は、社員の一体感を高め、社員全体が一丸となってパワーを発揮できる組織とし、未来のために貢献できる会社を目指したいとの思いの下、以下の経営理念、経営ビジョンを策定し、HPに公開しております。</p> <p>経営理念 社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する。</p> <p>経営ビジョン～3つの責任への約束～ 私たちは、以下の3つの責任を果たしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none">1.個人責任 人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供します。2.企業責任 社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。3.社会責任 お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境経営指針書」を全社員に配布し環境の保全施策の推進管理者の指名により、各拠点での活動体制の推進を図っております。 その取組実績はホームページにて公開しております。 また、清掃活動イベントへの参加なども随時行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	別途模式図のとおり社内体制を整備して、会社情報の決定事実、発生事実および当社グループを理解いただくのに必要な情報につきましては、迅速・正確かつ公正な情報開示をしております。
その他	当社は現在、女性役員はありませんが、能力に応じて登用するとともに、その能力開発にも力を入れてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
- (2)代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
- (3)統括責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
- (4)保管される記録は、隨時、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。
- (5)情報セキュリティ基本方針、プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に倣い、情報の保存・管理・伝達に適切な体制を構築する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)企業の目的ならびに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)を以下のように区分し、管理体制を構築する。

- ・財務報告リスク
- ・品質リスク
- ・情報セキュリティリスク
- ・労務リスク
- ・法的リスク
- ・環境リスク
- ・事業継続リスク
- ・人的資源リスク
- ・財務リスク

- (2)「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクマネジメントシステムを指揮するため、リスク管理委員会を組織し、財務リスクに対する評価を行ない、リスクの回避・低減させる対応を取る。
- (3)使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「秘密管理規程」、「懲罰規程」を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求める。
- (4)デジタル情報に関するリスク管理は、当社が取扱うデジタル・フォレンジック製品により、情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築し、かつ社内研修の実施により抑止力機能を持たせる。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2)全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化をはかる。
- (3)業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
- (4)各部門は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
- (5)効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲および権限を明確にする。
- (6)環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令および定款に適合すべく社内規程の見直しを隨時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
- (2)「取締役会規程」、「監査役会規程」、「社員就業規程」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
- (3)法令遵守体制を堅持するために、使用人は、社内規程遵守誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
- (4)コンプライアンス通報制度を構築し、法令および定款遵守の推進については、役員および社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
- (5)内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務を所管する取締役(所管取締役)が担当する。
- ロ. 所管取締役は、必要に応じて関係会社に対し書類等の提出を求め、関係会社の経営内容の把握に努める。

- (2)子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- イ. (1)「経理規程」に則った経理処理を求め、月次での報告を受ける。

- ロ. 関係会社は「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクへの対策実施状況および有効性をリスク管理委員会にて説明し、その評価を行う。

- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 関係会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、相互信頼による共存共栄を基本とする。
- ロ. 重要案件については、取締役会の事前協議を行う。

- (4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業集団の事業に関して所管する取締役を置くとともに、子会社に対して法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。
- ロ. 子会社が構築する法令遵守体制について、当社管理本部がこれを横断的に推進し管理する。

- ハ. 上記「ロ」の管理において監査を実施する場合には、当社の「内部監査規程」を準用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室の社員とする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)内部監査室の社員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

9. 監査役への報告に関する体制

(1)取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見した場合、法令および社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
- ロ. 認識するリスクに対して内部監査室による内部監査を行い、内部監査室は、その結果を監査役会に報告する。
- ハ. 財務報告については、監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
- ニ. 使用人による内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会からリスク管理委員会に報告する。

(2)子会社の取締役等および使用人またはこれらの者に相当する者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- イ. 子会社の担当取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ロ. 子会社の財務報告については、子会社の担当部門からの報告により監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
- ハ. 内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会よりリスク管理委員会に報告する。

10. 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)「コンプライアンス通報規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他のいかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。

(2)子会社の使用人に関しても、(1)の扱いと同様に、不利益取扱い等に対する保護を行う。

11. 監査役の職務について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。

- (2)緊急または臨時の支出が必要となった費用の前払い、および支出した費用の償還を会社に請求する事ができる。

- (3)監査費用の支出については、効率性および適正性に留意する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。

- (2)監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。

- (3)会社の重要な会議に出席するとともに、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

- (4)三様監査(内部監査、監査役監査および会計監査人監査)の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携および相互補完を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に関する基本方針

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、政府方針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、その社会的責任を強く認識するとともに、反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するため以下の基本方針を定めます。(政府指針:平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

- (1)反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する役職員の安全を確保するため、組織として対応します。

- (2)反社会的勢力への対応に際し、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部の専門機関との連携強化を図ります。

- (3)反社会的勢力とは、取引関係はもとより、一切の関係を遮断します。

- (4)反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶し、民事・刑事の両方面より法的対応を行います。

- (5)反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、社員就業規定に反社会的勢力との関わりについて定め、組織全体で取り組んでいます。

- (1)対応部署および不当要求防止責任者の設置状況

総務部を対応部署とし、不当要求防止責任者を中心に、事案毎に関係部署と協議し、対応することとしています。

- (2)外部の専門機関との連携状況

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しています。

- (3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求防止責任者が担当として、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関より反社会的勢力に対する情報の収集・管理を行っています。

- (4)対応マニュアルの整備および研修活動の実施状況

マニュアルの整備を隨時進めるとともに、研修などにより平素の啓蒙活動に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針

当社では、以下の経営理念・経営ビジョンを理解し指示する者が、「財務および事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

【経営理念】

社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する。

【経営ビジョン】

私たちは、以下の3つの責任を果たしていきます。

1. 個人責任 人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供します。
2. 企業責任 社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。
3. 社会責任 お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨んでおります。

開示情報の取扱責任者(情報取扱責任者)を取締役より選任し、経営者として自ら開示の重要性を認識し、開示情報の取扱を行っております。

情報取扱責任者は、各部門責任者からの報告や、各会議などを通じて情報を収集しております。

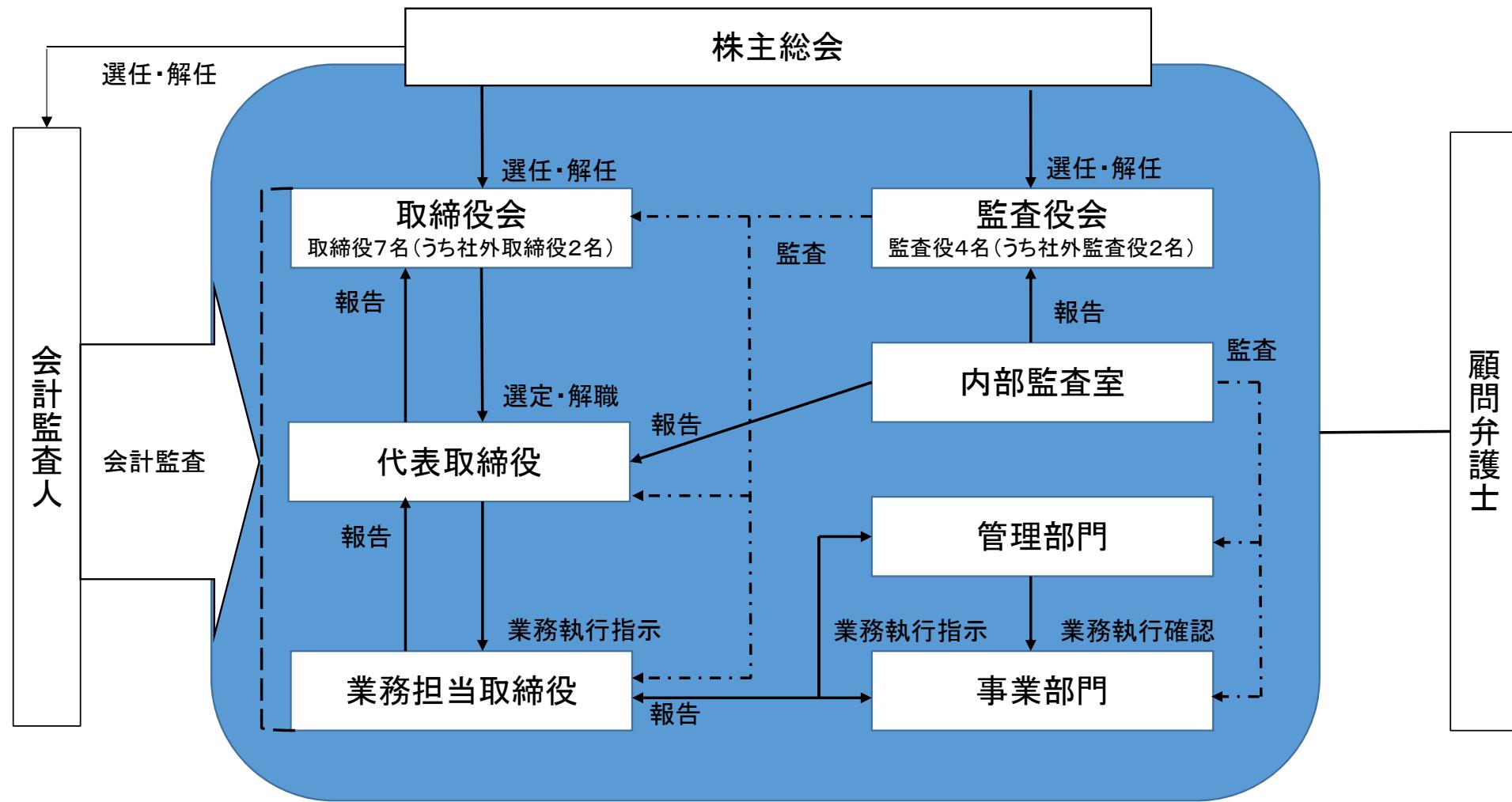
適時開示担当者は、情報取扱責任者の指示・確認のもと、情報収集・集約、開示作業を行っております。

内部者取引規制の重要性を認識し、情報の漏れ、不正なアクセスがないよう、情報の流通経路、管理方法の整備を行っております。

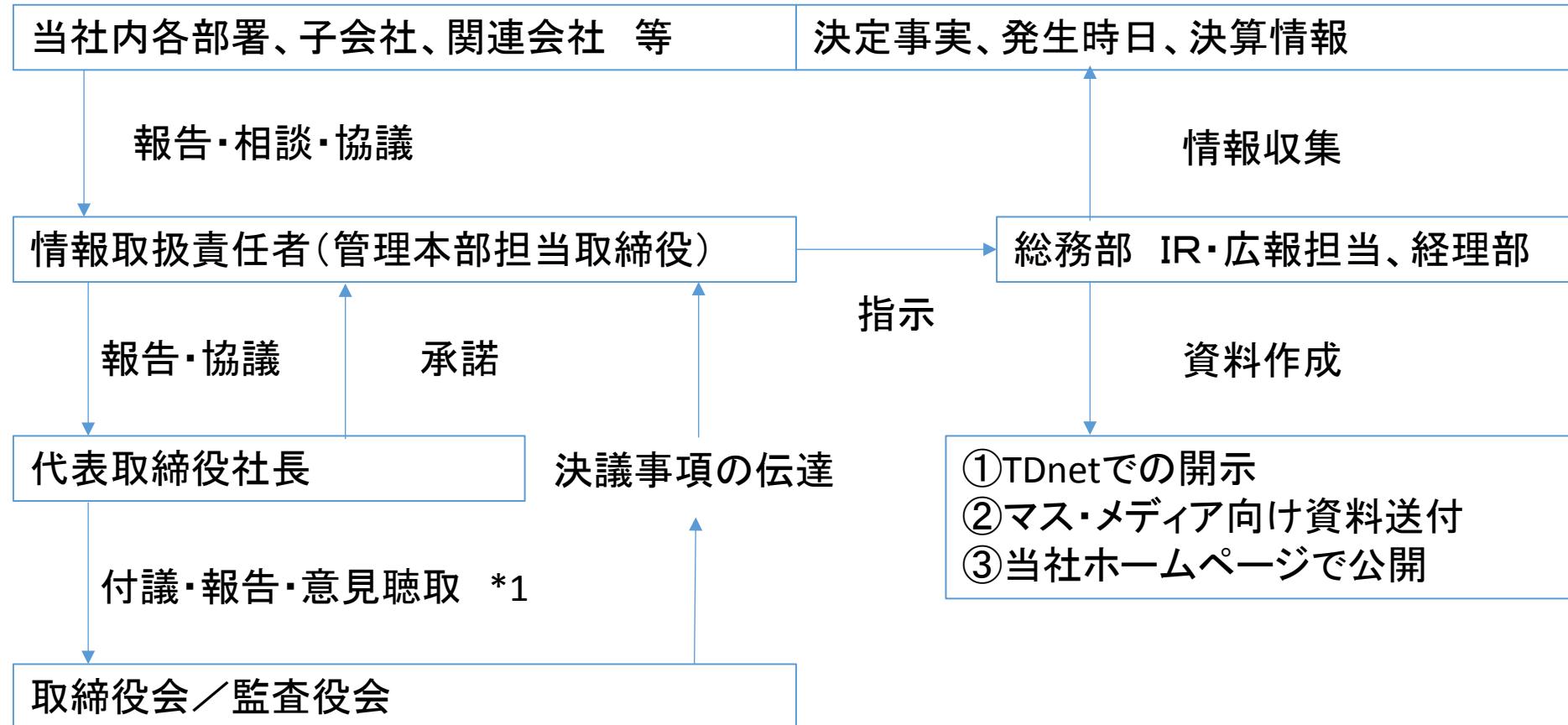
役職員による情報漏洩による不正行為抑制のため、秘密管理規程を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求めております。また役職員による重要な内部情報の管理と内部者取引防止のため、インサイダー取引管理規程を定めております。

株主、投資家をはじめとしたステークホルダーが公平かつ容易に、当社情報にアクセスできる機会を確保するため、開示情報は適宜当社ホームページに掲載しております。

コーポレートガバナンス体制概要図



適時開示体制概要図



*1 : 発生事実においては、代表取締役と協議のもと開示の必要性を判断。
必要な事案においては情報開示担当部署に開示を指示。
この場合、事後に取締役会への報告を行う。